

設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領

1 目的

設計業務等を進めるにあたり、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境を改善し、より一層の円滑な実施と品質の向上に努めることを目的とする。

2 対象業務

九重町が発注する、測量、設計、調査等の建設コンサルタント業務（営繕に関する業務を含む）を対象とする。ただし、災害に係る調査や設計等の緊急を要する業務は除くものとする。

3 取組内容

原則として取り組む内容について、以下を参考に業務着手時に受発注者相互で確認・調整のうえ、設定する。

- ① 月曜日等の休日明けを依頼の期限日としない
- ② 水曜日等をノー残業デーと定め、当日は定時帰宅を心掛ける
- ③ 金曜日等の休日前には依頼しない
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない
- ⑥ 作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑦ その他、任意に設定する（緊急を要する場合の対応など）

4 実施方法

1) 特記仕様書への記載

対象業務は特記仕様書に明記すること。なお、記載内容については「ウィークリースタンス特記仕様書記載例」を参考とすること。

2) 受注者への意思確認

初回打合せ時に、発注者（調査職員等）から受注者（管理技術者等）に本取り組みの目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認する。

3) 事前確認事項

受発注者相互の勤務状況等を確認する。なお、確認事項は以下のとおりとする。

・ 始業時間 ・ 終業時間 ・ ノー残業デー ・ 取り組む内容（上記3参照）

4) 記録

確認を行った事項については、打合せ記録簿に記載する。なお、記載内容は「打合せ記録簿記載例」を参考とすること。

5 適用

本要領は、令和7年4月1日以降に起案する設計書から適用する。

ウィークリースタンス特記仕様書記載例

【特記仕様書記載例】

第〇条 本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(九重町実施要領公表場所 <https://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2025032000017/>)

設計打合せ・協議記録簿

第〇回					追番		〇頁		
発注者		調査職員	調査職員	調査職員	受注者	管理技術者	照査技術者	担当者	
印					印				
課名	課				受注者	〇〇コンサルタント株式会社			
件名	令和〇〇年度〇〇〇〇設計委託					整理番号	〇〇		
出席者	発注者側	〇〇 〇〇				日付	令和〇年〇月〇日		
						場所	九重町役場 〇〇〇会議室		
	受注者側	〇〇 〇〇				打合せ方式	会議・電話		
受注者					発注者				
ウィークリースタンスの実施について (意思確認) ・当社は、本業務においてウィークリースタンスに取り組みます。 (事前確認事項) 始業時間 : 8時 30 分 終業時間 : 17 時 00 分 ノー残業デー: 毎週水曜日 取組内容: ②水曜日等をノー残業デーと定め、当日は定時帰宅を心掛ける。 ④昼休みや午後 5 時以降の打合せをしない。 ⑤定時間際、定時後の 依頼、打合せをしない。 ・確認しました。					・了解しました。 始業時間 : 8時 30 分 終業時間 : 17 時 00 分 ノー残業デー: 毎週水曜日、毎月11日、18日 (休日にかかる場合は、直前の開庁日) 取組内容: ①月曜日等の休日明けを依頼の期限日としない。 ②水曜日等をノー残業デーと定め、当日は定時帰宅を心掛ける。 ③金曜日等の休日前には依頼しない。 ④昼休みや午後 5 時以降の打合せをしない。 ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない。 ⑥作業内容に見合った作業期間を確保する。 ⑦緊急を要する業務が生じた場合は、受発注者双方の上司を含め協議する。 ・確認しました。				